平成２９年（再ロ）第１号

山口県防府市大字西浦689番地の２　メゾンドモンターニュ203号室

再生債務者　伊勢本彩那

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年12月９日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成30年１月９日まで

平成29年12月12日　山口地方裁判所

平成２９年（再ロ）第２号

宮崎県日南市吾田東11丁目８番11号

再生債務者　松尾真一郎

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年11月30日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成30年１月９日まで

平成29年12月12日　宮崎地方裁判所日南支部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年12月７日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた、同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成29年12月20日

東京都豊島区東池袋一丁目12番５号

日本造園建設業厚生年金基金

代表清算人　藤巻　司郎

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年12月７日をもって清算結了の承認を受けたので、代表清算人の退任につき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた、同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．清算人氏名　藤巻　司郎

２．住所　東京都豊島区東池袋一丁目12番５号

平成29年12月20日

日本造園建設業厚生年金基金

代表清算人　藤巻　司郎

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月三十一日

掲載頁　一四二頁（号外第一一四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月三十一日

掲載頁　一三一頁（号外第一一四号）

平成二十九年十二月二十日

東京都新宿区西新宿六丁目二一番一号

（甲）株式会社テクニカトム

代表取締役　山下　洋祐

東京都新宿区西新宿六丁目二一番一号

（乙）株式会社スマホドック２４

代表取締役　谷口　篤志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十二月十三日

掲載頁　二十九頁（号外第二七〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十二月十三日

掲載頁　二十九頁（号外第二七〇号）

平成二十九年十二月二十日

東京都渋谷区恵比寿四―二三―六―一九〇五

（甲）株式会社ＶａｌｕｅＤｒｉｖｅ

代表取締役　**吉野**　邦夫

東京都東久留米市柳窪二丁目一一番一―一〇六号

（乙）株式会社Ｍｅｎｕ　Ｍａｇａｚｉｎｅ

代表取締役　岡田　方子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.chkk.co.jp/e-publication/affiliates/fujioka-chuhatsu.html

平成二十九年十二月二十日

愛知県名古屋市緑区鳴海町字上汐田六八番地

（甲）中央発條株式会社

代表取締役　高江　曉

愛知県豊田市深見町大字向イ洞一〇七七番地四

（乙）株式会社藤岡中発

代表取締役　山田　敏治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月三十日

掲載頁　五十四頁（号外第一一二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月三十日

掲載頁　五十頁（号外第一一二号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十二月十二日

掲載頁　三十二頁（号外第二六九号）

平成二十九年十二月二十日

山口県下関市王喜本町六丁目四番五〇号

（甲）株式会社トレーダー愛

代表取締役　神田　輝

大阪市淀川区西中島三―一四―二七新大阪南方ビル三〇一

（乙）株式会社ミス・プラネット

代表取締役　神田　将

長崎県佐世保市元町二番四号

（丙）株式会社アスカフューチャークリエイト

代表取締役　神田　輝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十月十九日

掲載頁　六十頁（号外第二二八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十二月十二日

掲載頁　三十二頁（号外第二六九号）

平成二十九年十二月二十日

長崎県佐世保市元町二番四号

（甲）株式会社西九州新生活センター

代表取締役　神田　輝

長崎県佐世保市元町二番四号

（乙）株式会社飛鳥商事

代表取締役　神田　輝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在神奈川県座間市小松原一丁目二一番三号　屋号デルーサ・ザ・マックス）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることに致しましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月二日

掲載頁　三十二頁（号外第一六八号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年十一月二十日

掲載頁　二頁

平成二十九年十二月二十日

東京都千代田区四番町四番地九

（甲）株式会社東京遊楽

代表取締役　密山　根成

大阪府大阪市西成区南津守二丁目二番二号

（乙）株式会社座間グリフィン

代表取締役　光本　浩三